

第22 無線通信補助設備

1 設置に関する事項

(1) 使用周波数

無線通信補助設備は、平成26年消防局告示第1号に定めるところにより、260MHz帯及び400MHz帯の周波数を有効に伝送及び輻射ができるものであること。

(2) 設備

ア 用語

- (ア) 無線機とは、消防隊が使用する携帯用の無線機で、送信時の定格出力が1Wのものをいう。
- (イ) 接続端子とは、無線機と無線通信補助設備の相互を電氣的に接続するための器具であつて、建築物の壁等又は工作物に固定されるものをいう。
- (ウ) 混合器とは、2以上の入力を混合する装置で、入力端子間相互の結合は、無線機の機能を損傷させない程度の減衰性能を有するものをいう。
- (エ) 分配器とは、入力端子へ加えた信号を2以上に分配する装置をいう。
- (オ) 共用器とは、2以上の周波数を混合又は分波する装置をいう。

イ 方式

(ア) 漏洩同軸ケーブル方式

漏洩同軸ケーブル、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

(イ) 漏洩同軸ケーブル及び空中線方式

漏洩同軸ケーブル、空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

(ウ) 空中線方式

空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの

ウ 設置

無線通信補助設備は、電波を輻射する漏洩同軸ケーブル及び空中線を防火対象物の屋内の部分に設けるほか、次によること。

- (ア) 当該防火対象物以外の部分への電波の漏洩は、できる限り少なくし、他の無線局の運用に影響を与えないものであること。
- (イ) 放送受信設備に妨害を与えないものであること。

エ 範囲

接続端子に無線機を接続し、防火対象物内を移動する無線機と通信を行った場合、全区域にわたり無線連絡ができること。

ただし、次に掲げる部分については、この限りではない。

- (ア) 耐火構造及び特定防火設備である防火戸で区画された床面積が100㎡以下の倉庫、機械室、電気室、その他これらに類する部分
- (イ) 主要通路への出入口を有する室で、当該室の1の出入口から室内の最も遠距離にある部分までの歩行距離が10m以下となる室
- (ウ) 電波が著しく遮へいされる僅少な部分
- (エ) 所有者（一連の地下街について権原を有する者）の異なる地下街が接続している場合、その接続点から他の所有者の管理する地下街の領域150mを超える部分のうち消防長が認める部分

オ 共用

無線通信補助設備を他の用途に共用する場合の取扱いは、次によること。

- (ア) 共用は、警察用の無線通信等の総務大臣又は東海総合通信局長がその使用を認める無線通信に限って認めるものであること。
- (イ) 防火対象物の関係者及び共用しようとする者は、無線通信補助設備を消防の用に供するもの以外の用途に共用しようとするとき、次のa及びbに定めるところによること。
 - a 共用器を設けること。

ただし、共用器を設けなくても使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の妨害が生じないものにあつては、この限りではない。
 - b 地上に接続端子を設けるときは、消防の用に供する接続端子と別にする。

2 構造に関する事項

(1) 漏洩同軸ケーブル等

漏洩同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線は次によること。

- ア 付属部品の取替えが容易にでき、かつ、耐久性を有すること。
 - イ ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。
 - ウ 腐食によって機能に異常をおよぼすおそれのある部分は、防食措置が講じられていること。
 - エ 公称インピーダンスは、50Ωとすること。
 - オ 使用周波数帯において、電圧定在波比は1.5以下であること。
 - カ 外装が難燃性を有するもの以外は、防火塗料、延焼防止剤等を塗布したものであること。
 - キ 耐熱性を有するもの以外は、当該ケーブルに石綿、けいそう土等を巻くか又は不燃材料で区画された天井裏に布設する等これらと同等以上の耐熱措置を講じること。
- (2) 接続端子（消防の用に供するものに限る。）は、JIS C 5411高周波同軸C01形コネクタ（コネクタ形状が接栓座、コンタクト形状がメスのものに限る。通称「N-J型」という。）であること。

(3) 保護箱

接続端子を収納する保護箱は、次によること。

ア 地上に設けるものは、施錠できる構造であり、かつ、有機ガラス等を破壊して、解錠できるものであること。

イ 保護箱の材質は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼板製又はこれらと同等以上の強度を有するものであること。

ただし、屋内に設けるものにあつては、厚さを0.8mm以上とすることができる。

ウ 保護箱内には、次に掲げる物品を常時結合した状態で収納すること。

(ア) 両端にJ I S C 5 4 1 1高周波同軸C 0 1形コネクタ（コネクタ形状が接栓、コンタクタ形状がオスのものに限る。通称「N-P型」という。）及びM I L規格TNC形コネクタ（コネクタ形状が接栓、コンタクタ形状がオスのものに限る。通称「TNC-P型」という。）を設けたJ I S C 3 5 0 1の規格に適合する長さ5m以上の高周波同軸ケーブル

ただし、現地の状況から判断して5m以上の長さが必要でない消防署長が認めるものにあつては、5m未満とすることができる。

(イ) M I L規格TNCコネクタ（コネクタ形状が接栓、コンタクト形状がメスのものに限る。通称「TNC-J型」という。）である無反射終端抵抗器（細い鎖で(ア)の同軸ケーブルに接続したもの）

エ 保護箱は、容易に開閉できる扉を有し、かつ、操作が容易に行える大きさのものであること。

カ 地上に設ける保護箱の鍵穴及び扉部には、防滴及び防塵措置を施し保護箱の底部には、水抜き孔を設けること。

キ 保護箱内の見易い箇所に最大許容入力電力、使用できる周波数帯域及び注意事項等を表示すること。

ク 保護箱の前面には、「消防隊専用無線接続端子」と表示すること。

ケ 保護箱の表面は、赤色とすること。

(4) 分配器等

分配器、混合器、共用器、その他これらに類する器具は、2(1)アからキまでを準用するほか、次によること。

ア 他の用途の無線通信と共用する共用器の入力側端子には、用途名を表示すること。

イ 厚さ0.8mm以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有する箱に収容すること。

(5) 増幅器

ア 増幅器の性能及び構造

(ア) 増幅器の出力は、当該無線通信補助設備に接続される全ての無線機に障害を与えないレベルであること。

(イ) 保守点検及び付属部品の取替えが容易にできること。

(ウ) 入出力インピーダンスは50Ωであること。

- (エ) 複数周波数帯で複数の無線機を使用した場合、相互変調等による相互の妨害及び感度抑圧を生じないこと。
- (オ) 耐久性を有していること。
- (カ) ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。
- (キ) 腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置が講じられていること。
- (ク) 外箱は、厚さ0.8 mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属で造られていること。
- (ケ) 双方向性を有するもので、接続される全ての無線機の送信及び受信に支障のないものであること。
- (コ) 増幅器に異常等が生じた場合、増幅器を迂回するようなバイパス機能を有するものであること。
- (サ) 主電源の両極を同時に開閉することができる電源スイッチが増幅器の内部に設けられていること。
- (シ) 主電源の両線には、ヒューズ又は過電流遮断器が設けられていること。
- (ス) 増幅器の前面には、主電源回路の電源が正常であるかどうかを表示する灯火又は電圧計が設けられていること。
- (セ) 増幅器の電源電圧が定格電圧の90%～110%までの範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。
- (ソ) 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護されていること。
- (タ) 定格電圧が60 Vを超える増幅器の金属製外箱には、接地端子が設けられていること。

イ 表示

増幅器の見やすい箇所に、次の表示がなされていること。

- (ア) 無線通信補助設備の増幅器である旨
- (イ) 製造年月
- (ウ) 製造番号
- (エ) 製造者の氏名又は名称
- (オ) 主電源の定格電圧及び定格電流

3 設備に関する事項

(1) 漏洩同軸ケーブル等

漏洩同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線は次によること。

- ア 接続部分には、接栓が用いられ、かつ、接栓相互間の接続には、可撓性のある同軸ケーブルを用い、適度な余裕をもって接続すること。
- イ 露出して設ける場合は、避難上及び通行上障害とならない位置とすること。
- ウ 漏洩同軸ケーブルは、支持具等により5 m以内ごとに壁、天井、柱等に堅固に固定すること。

- エ 漏洩同軸ケーブルの曲げ半径は、当該ケーブルの構造及び性能に支障をならない数値以上とすること。
- オ 空中線は、天井、壁、柱等に堅固に固定すること。
- カ 漏洩同軸ケーブル及び空中線は、特別高圧又は高圧の電路から1.5m以上離すこと。ただし、当該電路に静電的遮へいを有効に施している場合は、この限りでない。
- (2) 接続端子等（消防の用に供するものに限る。）
 接続端子は次によること。
- ア 地上で消防隊が指揮本部等として有効に活動できる場所（防火対象物への出入口が2以上ある場合、一の出入口から最遠の出入口までの歩行距離が、300m以上となる場合は、2箇所以上）及び防災センター等に設けること。
- イ 設置の高さは、端子の中心を基準にして床面又は地盤面より0.8m以上、1.5m以下とすること。
- ウ 接続端子は、260MHz帯専用で使用する接続端子と400MHz帯専用で使用する接続端子を保護箱内に収納すること。
- エ 接続端子には別図に示す表示をすること。
- (3) 分配器等
 分配器、混合器、共用器、その他これらに類する器具を設置する箇所は、保守点検及び取扱いが、容易にできる場所であるほか、次のいずれかによること。
- ア 防災センター、中央管理室、電気室等で壁、床、天井が不燃材料で造られており、かつ、開口部に防火戸を設けた室内
- イ 不燃材料で区画された天井裏
- ウ 耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）
- エ 防火塗料等を施した板厚15mm以上のパーライト板を内張りした、板厚0.8mm以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有する箱
- (4) 増幅器
 増幅器は、(3)に準じた場所に設置するほか、次によること。
- ア 増幅器は、不感地帯を生じないように、当該無線通信補助設備の回路の最適な部分に接続すること。
- イ 増幅器を接続した状態で電圧定在波比は、使用周波数帯において1.5以下とすること。
- ウ 増幅器の電源は、次によること。
- (ア) 常用電源は、蓄電池設備又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
- (イ) 電源の開閉器には、無線通信補助設備用のものである旨を表示すること。
- (ウ) 非常電源は、蓄電池設備によるものとし、規則第12条第1項第4号ハの例によること。

(エ) 非常電源は、無線通信補助設備を有効に2時間以上作動できる容量を有すること。

エ 配線は、次によること。

(ア) 配線は、十分な電気容量を有し、かつ接続を確実にすること。

(イ) 配線は、規則第12条第1項第4号ニの例によること。

4 添付図書

法第17条の3の2に規定する設置届に添付する図書の作成等は、次によること。なお、着工前に提出可能な図書(2)イからキ)については、規則別記様式第1号の7「工事整備対象設備等着工届出書」により消防署長あてに届出を行うこと。

(1) 原則として折り上がりでJIS A4版とすること。

(2) 添付図書の種類及びとじる順序(とじる方法は左とじとする。)は、次によること。

ア 無線通信補助設備試験結果報告書(平成元年消防庁告示第4号別記様式第23)

イ 無線通信補助設備の概要表(別記様式第1号)

ウ 仕様書又は工事設計書

エ 付近見取図

オ 配置図(電源系統図、設備系統図、設備図の順とする。)

カ 平面図

キ 使用機器図

(3) 添付図書の記載要領は、次によること。

ア 仕様書には、設備の概要及び使用機器の機能等を明記すること。

イ 付近見取図には、防火対象物の所在地並びに目標となる道路及び防火対象物への出入口等を明記すること。

ウ 設備系統図には、配線の立ち上がり、引下げ及び機器の配置状況等について階別、系統別に明記すること。

エ 設備図は、次によること。

(ア) 設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。

(イ) 設計上の受信不能箇所を図中に明記すること。

(ウ) 各機器(構成部品)における損失、利得及び輻射レベルを明記すること。

オ 使用機器図には、保護箱、混合器、分配器等、無線通信補助設備に使用される各機器の詳細を明記すること。

5 特例

無線通信補助設備の設置に関して予想しない特殊な器具又は工法を用いることにより、この細部基準による場合と同等以上の効力があると消防長が認めた場合においては、この基準によらないことができる。

6 手続

(1) 東海総合通信局への手続依頼

消防署長は、法第17条の基準に基づき無線通信補助設備の設置を指導した場合等において、当該設備を着工又は設置する旨関係者から届出がなされた時点で「無線通信補助設備の設置に伴う東海総合通信局への手続依頼について（別記様式第2号）」を消防部指令課長あて提出すること。

(2) 共用使用の申請手続

ア 消防署長は、無線通信補助設備を共用使用しようとする者に対しては、「無線通信補助設備の共用使用承認申請書（別記様式第3号）」（以下「申請書」という。）に共用設備等の図面を添えて提出させること。

イ 消防署長は、申請書を受理した場合は消防長あて進達すること。

ウ 申請書に係る処理

(ア) 無線通信補助設備の共用使用を承認する場合にあつては、「無線通信補助設備の共用使用承認書（別記様式第4号）」を消防署長を通じて申請者に交付するものとする。

(イ) 消防長は、無線通信補助設備の共用使用を認めない場合にあつては、理由を明らかにした文書を消防署長を通じて申請者に通知するものとする。

(3) 事務処理に係る留意事項

事務手続き及び提出部数については、別添「事務処理フローチャート」によること。

7 その他

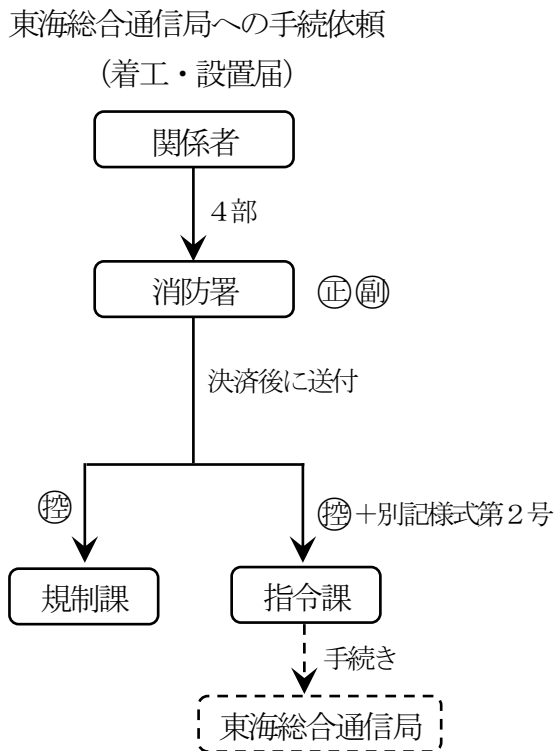
(1) 法第17条の設置義務のない防火対象物に無線通信補助設備を自主的に設置する場合であっても、努めてこの基準に適合するように指導すること。

(2) 増幅器を設置する旨関係者から事前相談があった場合は、予防部規制課長あて協議すること。

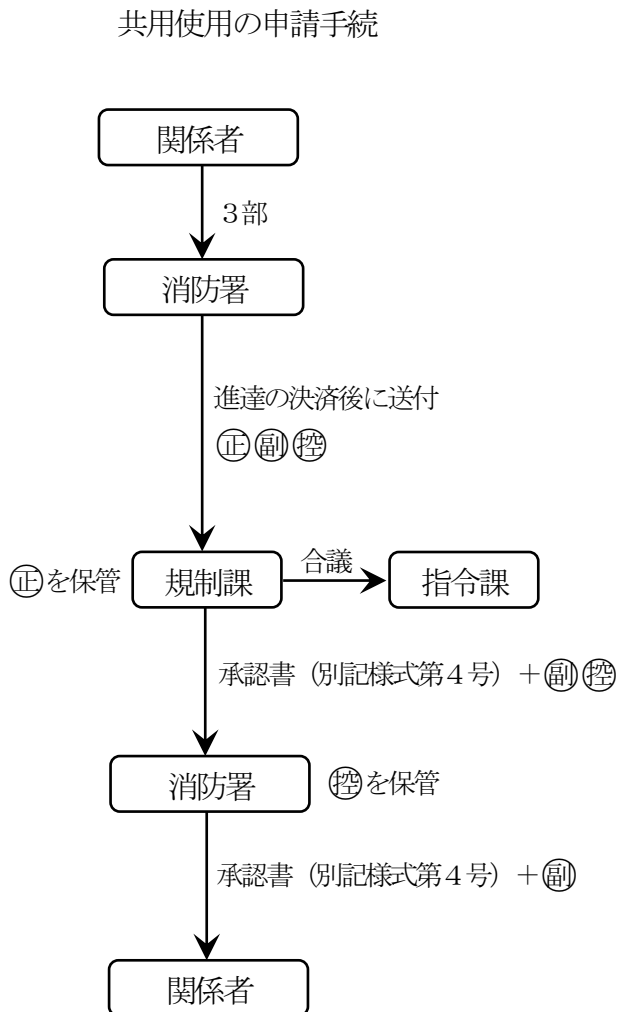
(3) 漏洩同軸ケーブルは、工事整備対象設備等着工届出書提出時に1(1)で定める使用帯域に共振周波数がないことを確認すること。

(4) 無線通信補助設備を設置した防火対象物において、防火対象物名称が変更された場合は、遅滞なく予防部規制課長及び消防部指令課長あて連絡すること。

別添 事務処理フローチャート



※ 設置検査は警防地域第一(二)課と連携し実施すること。



別記様式第1号

無線通信補助設備の概要表

(対象物名)

使用状況	専用 共用 (警察用、管理用、その他)				
使用周波数帯域	～ MHz				
設備法式	漏洩同軸ケーブル法式、漏洩同軸ケーブルと空中線方式、空中線方式				
無線機接続端子	設置場所	設置個数	許容入力 (設計値)		保護箱の大きさ
			W(連続)		()×()×() (cm ³)
増幅機	設置の有無	設置場所	型 名		利 得
	有 無				d B
共用器・混合器	型 名	入力端子数	挿入損失		設置場所
			d B		
分配器	型 名	設置個数	挿入損失		設置場所
			d B		
空中線	型 名	設置個数	利 得		電圧定在波比
			d B		
漏洩同軸ケーブル	型 名	結合損失	伝送損失	使用長	耐熱措置
		標準 dB	標準 dB/KM	KM	本体、有無
同軸ケーブル	型 名	伝送損失	使用長		耐熱措置
		標準 dB/KM	KM	KM	本体、有無
製造者名	漏洩同軸ケーブル				
	空中線				
	分配器等				
	増幅器				
工事施工者	TEL				
備考					

(注) 1 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

2 記載事項に不足を生じた場合は、別紙に記入し添付すること。

別記様式第3号

無線通信補助設備の共用使用承認申請書	
平成 年 月 日	
名古屋市消防長様	
申請者 住所 氏名	
下記の防火対象物に設けられた無線通信補助設備を共用使用することについて、承認を受けたいので、下記のとおり申請します。	
記	
防火対象物	名称
	所在地
設置者	住所
	氏名
使用目的	
接続端子の設置位置	
使用周波数及び出力	
混信防止の措置	
共用使用の部分	
その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※の欄は、記入しないこと。

別記様式第4号

無線通信補助設備の共用使用承認書

消導第 号
年 月 日

様

名古屋市消防長



平成 年 月 日付けで申請のあった無線通信補助設備の共用使用については、下記のとおり条件を付して承認する。なお、共用使用に伴う無線通信補助設備の改修工事に際しては総務大臣又は東海総合通信局長の許可を得ること。

記

1 設置場所

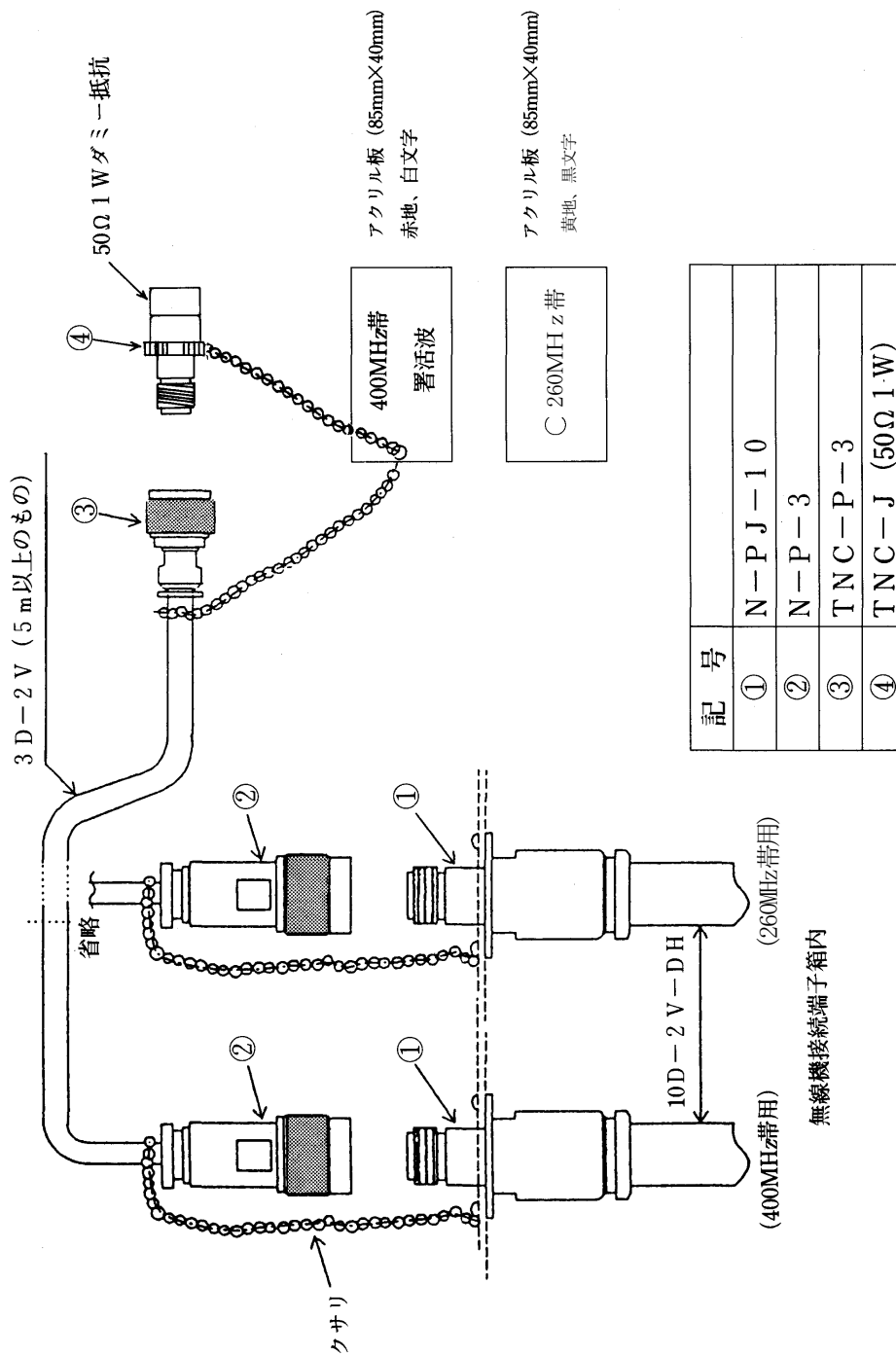
2 設置者

3 承認条件

- (1) 消防無線に混信等の支障があると、消防長又は消防署長が認めた場合は、ただちに使用を停止すること。
- (2) 申請内容について変更等を行う場合は、あらかじめ協議すること。
- (3) 設置後、消防長又は消防署長が混信障害等の調査を実施する場合は、これに協力すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別図



(注) ケーブル、接座等の紛失防止のため各々の部品はクサリにて連結しておくこと。